盛岡地方振興局長告示第110号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年8月22日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
031010060711	ハッピー岩手中央・ヘルパーステーション	盛岡市厨川五丁目5番1号	平成20年6月30日
031010061511	ハッピー盛岡南・ヘルパーステーション	盛岡市南仙北一丁目18番6号	"

2 重度訪問介護

	事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
-	031010060712	ハッピー岩手中央・ヘルパーステーション	盛岡市厨川五丁目5番1号	平成20年6月30日
(031010061512	ハッピー盛岡南・ヘルパーステーション	盛岡市南仙北一丁目18番6号	"

3 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
031010060713	ハッピー岩手中央・ヘルパーステーション	盛岡市厨川五丁目5番1号	平成20年6月30日